

総合評価書要旨

1. 政策評価の対象とした政策

青少年インターネット環境整備の総合的推進
(青少年インターネット環境整備基本計画)

2. 評価対象期間

平成 27 年度から平成 29 年度

3. 政策の概要・目的

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成 20 年法律第 79 号)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(第 3 次)(平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して、分野Ⅰ「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進」、分野Ⅱ「青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及」、分野Ⅲ「青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援」、分野Ⅳ「その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策」に取り組むこととされている。

分野Ⅰについては、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発のため、「青少年のインターネット利用環境実態調査」(以下「実態調査」という。)による実態把握や各種普及啓発に関する施策を推進し、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動を図る。

分野Ⅱについては、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、実態調査や各種普及啓発に関する施策を実施し、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図る。

分野Ⅲについては、民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを実施し、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

分野Ⅳについては、ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組として、諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施する。

4. 評価結果の概要

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取り組みが開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅱと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

5. 今後の取組方針等

分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならぬことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDCAサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

今回の評価結果については、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」における検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成30年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」に反映されることとなる。